

令和7年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和8年3月26日 木曜日

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和7年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和8年3月26日 木曜日

午前9時31分から午前11時30分まで

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 報 告

(1) みどりの実態調査(第10次)の実施結果について

(2) みどりの基本計画の改定について(今後の予定)

4 連絡事項

5 閉 会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿(第18期)
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 みどりの実態調査(第10次) 実施結果について
- 4 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 5 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 6 みどりの文化財(保護樹木等)ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画(改定)(※回収資料)
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書(第9次)(※回収資料)

出席委員 13名

会 長 斎 藤 馨

副会長 山 本 清 龍

委 員 池 邊 このみ

委 員 伊 藤 弘

委 員 渋谷 桂 子

委 員 吉 川 信 一

委 員 竹 川 司

委 員 渡 辺 芳 子

委員 太田 幸一

委員 菊池 映子

委員 藤田 茂

委員 岩本 達彦

委員 椎名 豊勝

◎開会

斎藤会長 それでは、定刻となりましたので、これより令和 7 年度第 2 回新宿区みどりの推進審議会を開会します。

委員の皆様には、今日は雨の中、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

はじめに、本日の委員の出席状況及び資料について、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。

事務局の新宿区みどり公園課長の女川と申します。よろしくお願いいたします。

今、会長から開会宣言をしていただきましたので、まずはじめに、令和 7 年度第 2 回みどりの推進審議会の委員の皆様の出席状況及び会議の公開及び資料について、これから説明させていただきたいと思います。

着座にて失礼いたします。

それでははじめに、出席状況でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は大野委員から欠席の御連絡をいただいております。また、現在、池邊委員がお見えになっていませんけれども、定数 14 名中 12 名の皆様が出席してくださっているということで、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、会議の公開についてでございます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第 31 条第 4 項におきまして、「会議は、公開を原則とする」とあります。会長に御相談の上、本日の会議内容を公開させていただきたいと考えております。御了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日は、傍聴の方はお見えになっておりませんので、併せて御報告をさせていただきます。

続きまして、議事録の公開についてでございます。

皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会の議事録として、新宿区のホームページにおきまして公開させていただきます。あらかじめ御了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、会場の都合上、12 時を目途に終了させていただきたいと考えております。お願いばかりということで恐縮でございます。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、マイクの使い方についてでございます。

御発言の際には、お手元のマイクで御発言をお願いしたいと思います。使い方といたしましては、一番手前のボタンを1回押していただきまして、緑色のランプがつきましたら御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、ボタンをもう一度押していただきまして、ランプが消えましたら御発言は終了ということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認についてでございます。お手数でございますが、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず最初に、「議事次第」でございます。続きまして、右上のほうに資料1と書いてございます「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）」でございます。続きまして、右上のほうに資料2と記載がございます「保護樹木等の指定及び解除について」でございます。続きまして、右上に資料3とございます「みどりの実態調査（第10次）の実施結果について」でございます。

資料4と資料5につきましては、もう少々お待ちいただければと思います。

資料6につきましては、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」でございます。資料7「新宿区みどりの基本計画（改定）」、こちらは回収資料になりますので、後ほど席上に置いておいていただければと思います。そして、参考1としまして「新宿区地図」ということでございます。

以上、資料は9点でございますが、資料4と5は今少々お待ちいただければと思います。

資料4と5以外で不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料について、若干の補足説明をさせていただきたいと思います。

まず資料1の「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）」を御覧ください。

こちらは、第1回審議会で互選により選出いただきました会長及び副会長職名を記載してございます。また、同じく第1回時に会長に選出いただきました小委員会の会長及び委員につきましても記載してございます。御確認いただければと存じます。

続きまして、資料7につきましては、回収資料となつてございますので、審議会終了後、お持ち帰りにならずに、そのまま机上に置いていただければと存じます。

資料に関する補足説明は以上でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

あと、番外ですけれども、藤田委員から、これを毎年何か作っておられる、配っているそうですので、よろしくお願いします。

◎審議

斎藤会長 それでは、議事次第2の審議に進みたいと思います。

本日の審議事項は、「保護樹木等の指定及び解除について」の1件です。

事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

それでは、「保護樹木等の指定及び解除について」、担当より御説明をいたします。

事務局（前田） みどりの係の前田と申します。

それでは、本日御審議をいただきます「保護樹木等の指定及び解除について」、資料2に基づき御説明させていただきます。

本日御審議いただきます案件は、民有地における新規指定及び指定解除に関するものです。これらの詳細につきまして、映像を交えて引き続き御説明させていただきます。室内の明かりを少し暗くさせていただきます。

保護樹木の指定及び解除については、前回の審議会の令和7年10月22日から本日令和8年3月26日までに申出のあったものです。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は、前のスクリーンのとおりとなっております。公有地保護樹木は、指定、解除ともに案件はございません。民有地保護樹木は、指定5件、指定本数14本、解除件数6件、解除本数7本です。民有地保護樹林は、指定1件、4,217平方メートル、解除はございません。民有地保護生垣は、指定、解除とともに案件はございません。

それでは、保護樹木の指定の案件から御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定案件は5件、14本です。

1件目は、中井二丁目の神社にあるイチョウ2本です。

2件目は、北新宿三丁目のお寺にあるサトザクラ2本です。

3件目は、歌舞伎町二丁目の神社にあるイチョウ4本、スダジイ1本、ケヤキ1本です。

4件目は、若松町のお寺にあるスダジイ3本です。

5件目は、下落合三丁目の個人宅にあるスダジイ1本です。

それでは、1件ずつ御説明いたします。

1件目は、中井二丁目のお寺にあるイチョウ2本です。

このお寺は、現在、保護樹木を8本所有しており、保護樹木の樹名板の文字がかすれたので交換に伺ったところ、新たに保護樹木に指定できる樹木があったので、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1本目は、幹回りが1.43メートル、高さが8メートルのイチョウです。根元の一部に腐朽が見られますが、周辺で巻き込みも見られ問題ないかと思われます。

2本目が、幹回り2.13メートル、高さが11メートルのイチョウです。擁壁に近いですが、所有者により定期的に剪定をされており、外観上、幹に目立つ腐朽は見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

2件目が、北新宿三丁目にあるお寺のサトザクラ2本です。所有者から、敷地内の別の保護樹木について解除の相談があり、現地で解除と指定の調査を併せて行ったところ、基準を満たしていたため、今回指定についてお諮りするものです。

1本目が、幹回り1.54メートル、高さ8メートルのサトザクラです。少し深植えになっていますが、全体的に樹形・樹勢ともに良好です。

2本目が、幹回り1.72メートル、高さ9メートルのサトザクラです。舗装により根元の土の露出が少ないですが、所有者により定期的に剪定管理をされており、樹木全体の樹勢はよくなっています。

3件目は、歌舞伎町二丁目のお寺にあるイチョウ4本、スダジイ1本、ケヤキ1本です。こちらも所有者から、敷地内の別の保護樹木について解除の相談があり、現地で解除と指定の調査を併せて行ったところ、基準を満たしていたため、今回指定についてお諮りするものです。

1本目は、幹回り2.03メートル、高さ12メートルのイチョウです。強めに剪定されていますが、外観上、腐朽等は見られず樹勢も良好です。

2本目が、幹回り1.82メートル、高さ15メートルのイチョウです。こちらも強めに剪定されていますが、樹勢は良好です。

3本目は、2本立ちで幹回り1.41メートルと0.53メートル、高さ13メートルのスダジイです。こちらは、強めの剪定はされずに自然樹形を保っており、腐朽なども見られません。

4本目が、幹回り1.72メートル、高さ18メートルのイチョウです。やや枝が過密になっていますが、樹勢は良好です。

5本目が、幹回り 2.01 メートル、高さ 13 メートルのイチョウです。根元が舗装されていますが、定期的に剪定されており、樹勢は良好です。

6本目が、幹回り 1.51 メートル、高さ 12 メートルのケヤキです。根元が舗装されていますが、幹に腐朽等は見られず、樹勢は良好です。

4件目は、若松町のお寺にあるスダジイ 3 本です。保護樹木を 6 本所有していて、ほかの保護樹木の調査に伺った際に、3 本保護樹木の対象となる樹木があったことから、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1本目が、幹回り 1.21 メートル、高さ 8.6 メートルのスダジイです。お寺の中庭に植わっていて、剪定の頻度も高く、よく管理されています。

2本目が、幹回り 1.21 メートル、高さ 8.3 メートルのスダジイです。こちらも庭に植わっていて、幹に腐朽等は見られず、樹勢は良好です。

3本目が、幹回り 1.41 メートル、高さ 6 メートルのスダジイです。剪定が強めにされ樹冠がやや小さくなっていますが、腐朽等は見られず、樹勢は良好です。

5件目は、下落合三丁目の個人宅にあるスダジイ 1 本です。所有者から指定の相談があり、現地で調査を行ったところ、基準を満たしていたため、指定をお諮りするものです。

幹回り 1.62 メートル、高さ 8 メートルのスダジイです。玄関近くに植わっていて、2 年ごとに剪定の管理がされていて良好な状態を保っているため、保護樹木にお諮りするものです。

続いて、保護樹木の指定について御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定案件は 1 件、面積 4,217 平方メートルです。

こちらが上空から見た写真です。こちらは小学校となっていて、昭和 48 年に保護樹林に 3,658 平方メートルで指定していました。指定の際は、右上の大きな赤い線で囲まれていた箇所のみで指定していましたが、左下の赤い線で囲まれていた体育館が新たにでき、樹木の面積が 559 平方メートル増加したため、増加分を含めて再度、保護樹林として指定をお諮りするものです。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明いたします。

民有地の保護樹木の解除は 6 件、7 本です。

1件目は、中井二丁目のクロガネモチです。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

2件目は、西落合四丁目のスダジイです。樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、

解除の申出がありました。

3件目は、北新宿三丁目のソメイヨシノ2本です。こちらも樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、解除の申出がございました。

4件目が、喜久井町のソメイヨシノ1本です。こちらも樹勢が弱くなり回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

5件目も、歌舞伎町二丁目のイチョウ1本となっていて、樹勢が弱くなったため回復の見込みがないため、解除の申出がありました。

6件目が、高田馬場一丁目のイチョウ1本です。土地の売却を予定しているため、解除の申出がありました。

それでは、個別に説明させていただきます。

1件目が、中井二丁目の個人が所有している敷地のクロガネモチ1本です。所有者から、土地の売却を予定しており、保護樹木を解除したいと申出がありました。買手の不動産の業者に保護樹木を残すことはできないかお願いをしましたが、住宅に近く、家の解体の際に伐採せざるを得ない状況となっているため、指定解除をお諮りします。

幹回り1.55メートル、高さ7メートルのクロガネモチです。

2件目が、西落合四丁目の個人宅のスダジイ1本です。樹木の調子が悪いと区に相談があったので、区の委託支援でレジストグラフによる精密診断を行いました。診断の結果、空洞率が84%となり倒木の危険性もある数値であったため、指定解除をお諮りするものです。

幹回り1.33メートル、高さ7.4メートルのスダジイです。葉はついていますが、大きな枯れ枝が目立ち、空洞率も高い値を示しているため、解除をお諮りするものです。

3件目が、指定の2件目で御説明した北新宿三丁目のお寺が所有するソメイヨシノ2本です。所有者から、ソメイヨシノが枯れてしまったので指定解除をしたいと申出がありました。

1本目が、幹回り2.83メートルのソメイヨシノです。大きな枯れ枝が目立ち、枯れ枝が参道に落下する危険性も高いため、解除をお諮りするものです。

2本目が、2本立ちで幹回り1.89メートルと1.83メートルのソメイヨシノです。こちらも枯れ枝が多く、近くの地蔵に落ち破損する等の被害が出ているので、解除をお諮りするものです。

4件目が、喜久井町のお寺のソメイヨシノ1本です。所有者から、キノコができたご連絡があり、現地調査に行ったところ、樹木の根元にベッコウタケを確認して、打音検

査をした際も腐朽が上部まで広がっているのを確認し、枯れ枝も多くなっているため、解除をお諮りするものです。

5件目、指定の3件目で御説明した歌舞伎町二丁目の神社が所有するイチョウ1本です。所有者の方から、保護樹木の調子が悪いと相談があったので、現地調査を行ったところ枯損していて、回復の見込みがないため、解除をお諮りします。

幹回り1.57メートル、高さ11メートルのイチョウです。

6件目が、高田馬場一丁目のイチョウ1本です。所有者の代替わりに伴い、現在の所有者が別の場所に住まわれるようになり、土地の売却を検討しているため、指定解除の相談がありました。売買後も残してもらえるのであれば、再び指定することもできますという説明はしております。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて、民有地保護樹木が1,311本で前回から7本の増、保護樹林が9万1,661平方メートルで559平方メートルの増、保護生垣は増減なしとなります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、これより審議を進めてまいりたいと思います。

ただいまの事務局の説明がありました保護樹木等の指定及び解除について、御質問や御意見がありましたらお受けいたします。よろしくお願いいたします。

吉川委員。

吉川委員 吉川です。中井二丁目ですか、写真で見ると電線にかかっているような樹木がありましたね。私の近所で電線にぶつかるような、かかる樹木があったので、調べたら東京都の樹木だったので、東京都に連絡したら、それは切ってくださいました。

そういうことがありますので、それは大丈夫なのかと、ちょっと疑問に思いました。何か樹木の間に線が見えましたね。何か樹木が……、これですね。写真で見ると、はっきり分からないんですが、大丈夫なのか。

事務局（前田） パワーポイントでは、ちょっと分かりづらくなっているんですけども、一応線が手前のほうに来ていて、擁壁の上に今回の対象の樹木が植わっているような形になっていまして、実際の接触等はないような状況となっています。

吉川委員 接触はないわけですね、実際には。

事務局（前田） 接触はございません。

吉川委員 分かりました。

何か写真で見ると、はっきり分からなくて、突っ切っているような感じで。

分かりました。どうもありがとうございました。

斎藤会長 中を通っているみたいに見えますものね、ぱっと見では。

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

吉川委員。

吉川委員 解除の理由ですね。弱くなったという理由が多かったのも、弱くなるということとは、なぜ弱くなるのかという疑問が湧いてきますね。その点については、いかがでございますか。

斎藤会長 事務局、お願いします。

事務局（前田） 弱くなる原因は、環境とかによっていろいろ変わってくるので、なかなか断定して言うことは難しいんですけども、夏季の水不足であったりだとか、そもそもソメイヨシノだったら寿命とか、そういったことが考えられるのではないかと思います。

吉川委員 寿命もあるんですね。それが本日は多いような気がしたからちょっと質問してみましたが、寿命もあるということでございますので、了解いたしました。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。渡辺委員。

渡辺委員 渡辺でございます。すごいと思いました。14本、新たに指定。解除が7本。引いても、すごく残りますね。ここにサトザクラと書いてあるんですけども、どんな桜なんですか。写真はないんですか。

事務局（前田） こちらになるんですけども、花がついていないので、なかなかほかの桜とどう違うのかという説明がちょっと難しいんですけども、ソメイヨシノと比べて、ちょっと花の色が違ったりとか、そういったことになるのかと……。

渡辺委員 ソメイヨシノとか、そういうのは知っているんですけども、はじめて聞きましたね。

今の解除のところですけども、全部樹勢が問題と書いてありますので、やはり倒木なんかのおそれがある危険ですね。かなり根っこのほうを見ると、写真で拝見すると、結構老木ですね。倒れたりしたら大変なので、これはしょうがないかなと思っております。

また、土地の売却、それもしょうがないかなと思って拝聴しておりました。

でも、すごいですよ、努力されて7本増えるというのは。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。吉川委員。

吉川委員 報道によりますと、新聞、あるいはテレビのニュースによりますと、道路沿いの樹木が倒れて通行人がけがをしたとか、また、ほかの、道路とは言いませんが、樹木が倒れて大変いろいろな被害が起きていますが、保護樹木についてはそういう懸念はないのでしょうか、確認したいと思います。ニュースで流れておりますので。

斎藤会長 事務局、お願いします。

事務局（前田） 現在、保護樹木等で事故が起きたことは、近年はないんですけれども、少し前ですと、物損の事故が起こったことは、4年か3年以上前にあるんですけれども、一度起きたことはございます。

その際も、一応、保護樹木等は全て保険に入っていますので、保険対応していたかと思えます。

斎藤会長 保険に入っているんですね。

吉川委員 現在は、そういう倒木による事故は見当たらないということでございますね。

事務局（前田） 現在そういった事故は、特に起きていません。

吉川委員 そういう点の管理については、よろしくお願ひしたいと思えますよね、巡回と。保護樹木が倒れて、けがでもしたとなったら、これはもう話にならないので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

池邊委員、お願いします。

池邊委員 先ほども幾つかありましたが、これから先、ソメイヨシノが寿命が来て切らなきゃいけない場合が多くなってくるかと思えます。

今、私が街路樹のことで関わっている相模原市では、非常にかわいい、桜ちゃんみたいなのがあって、そこに、私は年を取りましたと。ソメイヨシノには人間と同じように寿命がありますと。私は今回お医者さんの診察を受けたところ、病気が幾つか見つかって、立ってられなくなりましたというような、すごくかわいらしい、桜マークで、みんなの目を引くようなもので市民の方にお伝えしているんですね。

そういうのに比べると、例えば区のほうで、これは2か月後には伐採しますとかとい

うのだと、なぜ伐採するのかとか、その後はどうなるのかとか、そこには、その後はまた新しい桜を植える予定ですか、そういうことも書いてあるので、特に桜については皆さんの関心が高いので、少しそういう、何というか、今後の伐採に備えて、伐採の理由とか、寿命のことは、この方々とか皆さんはもう大分共有されていますが、一般市民からすると、6割もいっていないんじゃないか、4割ぐらいの方が寿命があるということを知っているぐらいかと思うので、そういう意味では、そういうことをきちっと書いて、あと病気ができたというようなことを書いて少し丁寧な説明をすると、街路樹でも保護樹木でも、反対とか、そういうことがないのではないかとあって、ぜひ事務局にはお仕事を増やして申し訳ないんですけれども。

そういうような、それをやることによって、逆に苦情とかの電話とかも少なくなりますので、いい面もあるかと思いますので、少し何かそういう優しい説明のプレートみたいなものを作っていただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

桜は、これからどんどん、いろいろありますからね。

池邊委員 そうなんです。

みどり公園課長 今、相模原市の事例ということで、桜の街路樹ですね。だから、相模原市さんが管理されている桜ということで、そういう桜も新宿区も同様に、成長して老木になってきて、少し空洞率が出てくるという状態もありますので、そういった状態を少し皆さんに知ってもらいながら管理していくということが非常に大事だと思いますので、道路管理及びそういう部門にも、公園管理についても、そういったことを考えていきたいと思っています。

一方、この保護樹木については、民有地の樹木ということもございますので、なかなか限界があると思いますけれども、今ちょっと考えているのは、保護樹木ですよという表示する板が条例で決まっております、四角くなって情報が書いてあるものなんですけれども、少し写真があればあれなんですけれども、ネーム板みたいなものなので、親しみという点からいうと少しそういうものではないんですけれども、公共施設の保護樹木について、少し皆さんに親しんでいただけるように、ちょっとかわいらしいような、保護樹木なんですよというようなことが分かる、そういう表示も考えていきたいなというところで今考えているところでございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

太田委員 太田と申します。うちの町会にある公園で、桜の木が大分年齢もいって、しかも大分傾斜しているような形の枝振りで、近所の方から、この前の事故のように倒れるんじゃないかというようなことを言われたものですから、区のほうに調査に来ていただきまして、特に問題ないということで事なきを得たんですけれども、この前、テレビで新宿区には桜の木が 450 本ぐらいあって管理しているという話で、そのうち、かなり高い比率で老木、あるいはカミキリムシによって木が大分傷んでいるような、そういう話を聞きました。

区のほうで調査して、いずれそういうところを判断して、そういう枝を処理して新たに桜を植えるというような、そういう予定はございますか。

斎藤会長 事務局、お願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

今、委員にお話を御紹介いただきましたのは、高田馬場公園の桜の木だと思います。非常に傾斜をしております、調査をしたところ大丈夫だということでございまして、ただ公園の中ですので、斜めになっているところで、子供たちがぼんぼん走ったりするとぶつかったりしたら危ないので、少しそこにガードを巻きまして、ぶつかっても大丈夫なような状態にしているところでございます。

新宿区の公園は 179 公園あるんですけれども、3メートル以上の樹木というのは1万本ございまして、それを4か年かけて全体を網羅できるように、健全木調査というのを始めておりまして、そこで、3メートル以上の樹木について外観診断、機器診断をやりまして、空洞率があるなということだと、やはり少し整理をしていくということもやっているところでございます。

令和6年度から始めた事業でございますので、まだ少し調査し切れていない部分もあるんですけれども、最近、委員がおっしゃったような倒木の事故は多く、都立公園などでもやっぱり出てきておりますので、そういうことのないようにということで今進めているところでございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

吉川委員。

吉川委員 ただいまの御意見で、私は4年ぐらい前に、たしか僕の記憶では外濠、桜の木が何本か新しく植えて、十数本あった記憶がしておりますので、決して見殺しじゃなくて、新しい桜も植えているんだということをこの目で見ておりますので、お伝えしておきたいと思います。そういうことでございます。

みどり公園課長 ありがとうございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今、カミキリムシの話が出ましたが、新宿区さんのほうで、カミキリムシはまだ発見されていない、そういう被害はないですか。

みどり公園課長 クビアカツヤカミキリ、それは埼玉のほうで発見されたとかというのは聞いたりするんですが、新宿区の公園などでは、まだ見つかっていないということです。

伊藤委員 そうですか。実は先日、大阪へ行ったときに桜が壊滅状態になっていまして、ちょっと気を許すと……

池邊委員 そうなんですか。

伊藤委員 はい。なので、特別区の中でも出ているところもあるらしいので、ちょっと気をつけられたほうがいいのかなというふうに思いました。

みどり公園課長 では、事務局から。

斎藤会長 お願いします。

事務局（城倉） 東京でも、多摩地区のあきる野市ですとか足立区では出ています。

気をつけてはいるのですけれども、今のところ、新宿御苑で出たという話はちょっと聞いたことがありますけれども、まだはっきりしたことは分らないですが、区で管理している公園だとか、新宿御苑以外の敷地で、今のところ確認はしていません。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

大阪の状況を見て、ちょっと不安になったので。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。岩本委員。

岩本委員 教えていただきたいんですが、桜の寿命というのは、寿命だからばらつきはあるんでしょうけれども、おおよそどのぐらいの寿命なんでしょうか。

事務局（城倉） 寿命というのは、決まっていはいないんですね。

例えばソメイヨシノは 50 年、60 年と言われていますけれども、現実に東大の植物園などでは樹齢 140 年の木がまだ生きていとかということがあります。条件が整えば長生きするし、条件が悪ければ早く死んでしまう。例えば空気の汚れ具合だとか土の状況だとか日当たりですとか、そういうことで枯れたり枯れなかったりするので、一概に寿命がこのぐらいというのは、なかなか言いにくいところがあります。

岩本委員 ある程度、平均的にこのくらいと分かったら管理のしようがあると思ったんですけれども、なかなか難しいですね。そろそろ、これは寿命が来ているとかそういうことが分かったら、新たにそこに苗木を植える、植樹なりするとか、そういうことで、全体の本数を維持することができると思ったんですけれどもね。

事務局（城倉） そうですね、そういう考え方もあるかとは思いますが、あとは常に観察をしていて、少し弱ってきたら例えば治療をするとか、治療というのは、地上部の枝を剪定したりとか、土壌改良したりとかということが考えられますけれども、それでも駄目だったら伐採も考える。

ですので、いかにその木の生えている状況、環境をよくするかということも一つの手段としては考えるのですけれども、なかなか一概に寿命というのを特定することは難しいと考えています。

岩本委員 ありがとうございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。渡辺委員。

渡辺委員 先ほど保護樹木のプレート、あれをちょっとすてきにするというお話があったんですけれども、保護樹木というところの住所とか、あまり教えないですよね。ちょっとそれと相反するのかなと。

どうして住所とかは駄目なんですか。例えばお寺でも。

みどり公園課長 事務局で……。

事務局（城倉） 基本的には、何と何を書き込むというのは決まっています。

みどり公園課長 今、写真に……。

事務局（城倉） ガイドブックに見本が載っていますけれども、様式を変えると、それぞれ版をまた作らなければいけないとかということもあります。

何本もあるところに一つ一つ、全部住所を入れるのかというような話も出てくるので、基本的な情報、要するに木の種類、名前と番号が最低あればいいのかなと考えています。

あと、公共のところはいいとしても、個人の家では、やはり個人情報を出してほしくないという方も結構いらっしゃいます。

斎藤会長 吉川委員。

吉川委員 ただいまのお答えはごもっともで、私どもはエコライフ推進委員会というのがございまして、何年か前に保護樹木を観察したいということで相談したら、個人のお宅なので了解がなければできないということで、お頼みして、その中から了解いただいた

おうちを訪問して観察したことがございますので、大体そういうことになって勝手にできないということで、了解いただかなければ、ちゃんとした観測であっても必要にすることはできないという経験がございましたので、お伝えしておきます。

斎藤会長 そうですね。はい。

竹川委員 先ほどの件なんですけれども、保護樹木の掲載の仕方とか、いろいろこれから考えていかなきゃいけない。

というのは、私の住んでいる地域で、マンションのシンボルとしてケヤキがあったんです。かなり大きな木だったんですけれども、ある日、伐採されていて、なくなっているんですね。そうすると、地域の人間としては、結構それは目立ったので、何でだろうということで非常に疑問に思っちゃうんですね。

例えば枯れたからと、先ほどおっしゃっていたように分かっていたら、残念だったねという話になるんですけれども、やはりそれが分からないと、何でなんだろう、何でなんだろうということばかり地元の人間が思ってしまう。

それと、もう一つは、近くに桜のところがあるんですけれども、かなり古木で古い桜で、多分去年、おとしぐらいから新しいものに植え替えているんですね。上北沢というところの桜並木なんですけれども。今、新しい品種だろうと思うんですけれども、非常にきれいで、ソメイヨシノがまだ咲いていない、三分咲きぐらいで、それはもう満開になっているような状況で非常にきれいなので、入替えというのも本当に考えていただけたらと思っています。

それと、情報が分からないと、何でなんだろうということを地元の人たちは考えちゃうので、その辺も、制約はありますでしょうけれども、何か少し考えていただけたらありがたいなと思っています。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局側、ありますか。

みどり公園課長 ありがとうございます。

やはり今の御意見で、特に地域のシンボルになっているような木が今どういう状態にあるのかというのは、非常に皆さん地域の方の関心も高いものだと思います。それがあの日突然なくなってしまうとなると、それはやっぱり、どうしてかなと思われるのが普通な感覚だと思います。

民間の施設さんですと、なかなかやっぱり区としても限界があるところがありますので、まずは公共的なそういうところから、そういう樹木の状態というのをお知らせでき

る、どのぐらいお知らせできるのかはあれですけども、1つ今までやっているのは、これは老木になったので、少し枯損木になったので、除伐というのですかね、伐採というのか、しますよということをその樹木に掲示した上で切るという、そういうことはさせていただいているんですけども、今の樹木の状態をどういうふうに皆さんに知っていただくかというのは、どの程度できるかというのはちょっと工夫が必要かなと思います。やることに、やる意義はあると思っております。

斎藤会長 いろいろと問題がありそうですけれども、ほかにいかがでしょうか。

貴重な意見等をいただいてきましたけれども、ほかに御質問、御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、樹木の指定及び解除について、お諮りいたします。

原案どおりお認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、全て認めるということにいたします。

◎報告

斎藤会長 続きまして、議事次第、第3の報告に移らせていただきます。

本日の報告事項は、みどりの実態調査（第10次）の実施結果についてと、みどりの基本計画の改定についての2件です。

でははじめに、みどりの実態調査の実施結果について、説明を事務局よりお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。

それでは、(1)みどりの実態調査（第10次）の実施結果について、御説明をさせていただきます。

担当より御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

村上みどりの係長 担当の村上です。新宿区みどりの実態調査（第10次）の実施結果について御報告します。

お配りしている資料3「みどりの実態調査（第10次）実施結果について」にデータが記載されておりますので、それを基に御説明できればと思っています。

資料3の中に別紙で2枚、紙を挟んでおりますが、それについてもまた後で御説明い

たします。

資料3をA3サイズで開いていただきますと、まず表側のほうですが、こちらが実態調査の概要を5年前の令和2年度と比較した形で載せています。第1回目の審議会のときに、既に速報値ではありますが、緑被率について御報告させていただいたので、今回はざっくり説明いたします。

まず見ていただいても分かるように、全体的に「減」のマークが多いです。樹木の本数が減っていますし、樹林や屋上緑地についても、面積は増えているのですが、箇所数としては減少しています。

この中でも、みどりが増えていた項目としましては、接道緑化でして、生け垣が1.2キロメートル、植え込みが9キロメートルほど伸びておりました。これは、区のほうで一定規模以上の建物を建てたりするときに義務づけております緑化計画書制度の効果ではないかと考察しました。

参考までに、新宿区の緑化計画書制度としては、新宿区では平成3年度から緑化計画書制度を実施しておりまして、敷地面積が250平米以上の土地で建築行為などを行う場合に、接道部に樹木による緑化を義務づけております。

ほかに、壁面緑化についても、箇所数、面積ともに減少しています。第1回目の審議会の中で、新宿区内でなかなか美しい壁面緑化のある建物がないというお声がありましたので、今回、区内の壁面緑化の場所として、ぱっと出てくる2か所について写真を撮ってきました。

左側が高田馬場駅近くにあります戸塚特別出張所になります。ワイヤーにツタをはわせた建築物上での緑化になります。

右側の写真は、歌舞伎町にあるTOHOシネマズの壁面緑化です。

質の良し悪しについては、なかなか判断ができませんが、存在感のある区内での壁面緑化ということで、2件御紹介させていただきました。

次は、緑被分布図ですが、町丁目別に分けて緑被率を確認していきます。

新宿区は、152町丁目で構成されています。区全体の緑被率は17.87%で、それを超えているのは42町丁目です。

緑被率が高い町丁目は、大きな公園などがある地域が多いです。例えば内藤町が新宿御苑ですとか、戸山二丁目、三丁目、あと大久保三丁目とかは戸山公園があります。西新宿二丁目のほうは新宿中央公園、あそこはちょっと小さいのですが、戸塚町一丁目のほうは大隈庭園があります。

また、民間やほかの公共施設内での緑化が充実している施設のあるところだと、ここが市谷鷹匠町と市谷加賀町で、大日本印刷の市谷の杜があり、ここが市谷本村町で防衛省があるところになります。結構、防衛省は意外ですが、敷地の中に入ったら、とても立派な樹木がたくさんありました。

反対に、緑被率の低い町丁目は、四谷三丁目ですとか歌舞伎町二丁目、新宿三丁目など、商業や業務地が多い地域になります。これらの地域については、大きな公園などがなく、主に街路樹や植樹帯で緑被率があるぐらいの感じです。

空中写真を使用した画像で緑化の増減を確認すると、このようになります。分かりやすいところを幾つかピックアップしました。

市谷砂土原町三丁目の写真については、地上部の緑化と屋上緑地が増えています。建物の建て替えに伴い、樹木と屋上緑化が増えたパターンです。

戸山二丁目の戸山ハイツについては、主に樹木の剪定による減少が多いです。

西新宿五丁目は再開発地域になりまして、前回、緑被率調査を行ったときは、開発前で裸地がほとんどだったのですが、現在は建物が建って緑地が増加しています。

次に御報告する内容は、気候変動対策調査についてです。

本調査は、今回初めて実施した調査項目で、区内の緑被率分布及びヒートアイランド現象の実態、あと緑地が熱環境へ与える影響などを把握することを目的として、人工衛星画像を用いた熱分布図の作成などを行いました。

こちらのスライドの図が、お手元の資料の別紙1になります。

人工衛星で観測した熱赤外画像を使用して地表面の温度を算定し作成した、地表面温度分布図です。

2025年9月2日、午前10時15分時点での新宿区全域になります。青から赤色へ向かうにつれて、地表面温度が高くなっています。

こちらは別紙2のほうになりますが、こちらの図が地表面温度分布と緑被分布を重ね合わせたものになります。重ね合わせると少し分かりにくいかもしれませんが、もし分かりにくいようでしたら、お手元の資料3の中側、別紙ではなくて資料3の中側にある緑被分布図と、あと別紙1を見比べていただければと思います。

地表面温度の高い地域について見ていきたいと思います。

地表面温度の高い地域で意外だったのが、新宿区の北西に位置する落合地域、こちらになります。この地域は緑被率が18%以上と、区全体の平均の17.87%よりも高い地域だったのですが、区内のほかの地域と比較して地表面温度が低いのではと思っていま

したが、実際ほかの地域と比べて地表面温度が高かったです。

要因として考えられることは、日影をつくる高層建築物が少なく、低層住宅の屋根や道路が広範囲にわたって加熱されやすい状況にあるのではないかとということです。

あとは、全体的に見て、特に真っ赤になっている主な場所、例えばここら辺ですとか、児童遊園ですとか学校の校庭などダスト舗装となっている広場になります。この真っ赤な部分は、人工芝で覆われている野球場があったり、あと、ここは中井駅のある位置がまさに真っ赤になっていました。

また、特に、区内の東側のほうについては、西側と比べて、「この施設」という、特に地表面温度を上げるような施設はないのですが、住宅地図と合わせてみると、低層住宅が密集しているエリアになっておりまして、そこら辺が地表面温度が高かったです。ちなみに、この南側のエリアは神宮外苑の野球場になります。

次に、地表面温度が低いところについてですが、まず西新宿の新宿中央公園及び高層ビル群です。やはり要因としては、高層建築物や新宿中央公園の緑地などによって、周辺の路面温度を効果的に抑制している可能性が考えられます。また、歌舞伎町ですとか新宿一丁目から五丁目なども比較的、地表面温度が低い地域でした。

この西新宿や歌舞伎町などがある地域は、用途地域図で見ると商業地域になっておりまして、本当に意外だったのですが、ほかと比べて温度が低かったです。

あとは、新宿御苑につきましては、皆様も予想していたと思いますが、地表面温度は低いです。特に新宿御苑でも西側のほう、母と子の森の高木が多く植栽されているところが特に涼しくなっている結果が出ました。

ほかには新宿区の東側、ここら辺は外濠があるので水のある場所ですとか、あと戸山公園の周辺は、比較的、公園などの広い面積のところで地表面が低いエリアとなっていました。

今回の調査で分かったことは、大規模緑地や高層ビル群を除く市街地の大部分で 50 度を超える地表面温度が確認されました。特に、中低層の建物密集地や人工芝、アスファルト舗装が広がるエリアにおいて温度上昇が顕著であり、都市部特有の熱を蓄えやすい性質が地表面温度の結果に反映されているものと考えられます。

今回お配りした資料 3 や別紙 1、2 について、この場所が区内のどの辺りになるのかを確認してみたいということがありましたら、参考として新宿区地図をお配りしておりますので、家に帰ってから照らし合わせて見ていただければと思います。

今回調査したみどりの実態調査の結果は、後日ホームページでも公表します。この新

宿区のみどりに関する実態を把握した上で、今後の区のみどりの施策を検討していきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

みどり公園課長 補足で、この調査は今回初めてやって、それで、9月のある日のある時間のそのタイミングで、その瞬間を取ったものなので、これだけをもって結論づけるのはなかなか難しいというのがありますので、ひとまず、そのとき測ったときにはこういう状態だったというのは、補足で申し上げたいと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、みどりの実態調査結果でも気候変動対策調査でも構いませんので、御意見や御質問がありましたらお受けいたします。

藤田委員、お願いします。

藤田委員 非常に貴重な資料をありがとうございます。

これは昼の温度分布なので、できたら夜の、そうすると木密地域ががらっと低くなって、高層住宅のほうがちっと高くなってということになってくると思いますので、そういう両方あると比較ができるかなと思うので、ぜひそういうのもやっていただければ。よかったら、こういうのはほかのところでも使わせてもらえればなど。

我々はヒートアイランド学会という学会に入っておりますので、非常に貴重な資料だと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに。椎名委員。

椎名委員 椎名でございます。はじめての、ほかの自治体でもやっていない、かなり先進的なデータだと思います。

それで、9月2日の10時15分、新宿のどこかは知りませんが、測定温度というのはわかりますか。何度だったのですか。

斎藤会長 お願いします。

みどり公園課長 そのときの気象庁さんで、ホームページで気温等を公表されているので、それを確認したところ、34度、東京地方の気温は34度という……

椎名委員 観測場所で。新宿はあるんじゃないかな。都庁のまちだから。

みどり公園課長 それは確認してみたいと思います。ありがとうございます。

椎名委員 東京が34度ね。

みどり公園課長 そうですね。

斎藤会長 さっきのヒートアイランド学会とかですけれども、研究者が結構いろんな調査とか突き合わせをやっているんで、そちらと御相談されると、この解釈の仕方も含めていろいろ、あと緑地のにじみ出し効果とかいろんなものが、過去多分、三、四十年来やられているので、そちらと突き合わせて、そういう専門家とちょっと相談されると、いろいろ詳しいことが分かるんじゃないかな。どう政策に生かすか。

椎名委員 それで、ちょっとまだ続いているので。

斎藤会長 はい、お願いします。

椎名委員 これで、さらに体感温度みたいなものも、これも何か方法があるかどうか知りませんけれども、出していただきたいですね。人間の温度をね。

結局、暑いと冷房を強くするでしょう。ということは、エネルギーをいっぱい使う、そういうことにつながるんですね。だから、こういうみどりがあると、体温も一定、そんなに上がらないと。そうすると、電力負荷やなんかも違ってくると。そういうこともありますので、さらに進化して研究というか出していただきたい。

というのは、新宿の場合は大きい公園もあるし小さい公園もあるというので、非常にモデルとしてはいいんですね、そういう面では。それで、はっきり分かれていますので、とてもいいと思います。

もう一つ言えるのは、さっきの何町か、剪定でみどりが減ったというのがありましたね。細かい話で申し訳ないんですけども、最近、剪定し過ぎるんですね。これは、何とかな、技術の基準があまり確立されていないということがありまして、やたら切るんですよ。

管理者も、1回切ると5年もつやつが10年もつとか、予算が少なくて済むというようなことを思っているんですけども、そうですね、この図ですね。この図で、そういうことをやっぱりきちんと、樹冠というんですけども、木の広がり、枝の広がり、樹冠をきちんと保つことによって、具体的に温度上昇を防ぐという樹木の役割を証明するわけです。できるわけですよ。そういうのをもうちょっと研究して、どういうふうに剪定するべきかというのを新宿区なりに出していただくと、これがすごい根拠になるんじゃないかなと思いますね。

今、何と言うのかな、切るのは勝手という感じで、切った者勝ちみたいな業界になっているような部分がありますので、それをやっぱりきちんと、ここでしていただきたいと思います。

これはとてもいい図面ですね。それで温度が上がったという話ですので、ぜひそうい

うのをやっていただきたいなと思います。都庁がある都庁所在地ですので、頑張っている
いただきたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに。藤田委員。

藤田委員 世界の大都市でみどりが少なくなっているのは、日本だけなんですよ。ほと
んどところが、もうみどりはどんどん増えています。ソウルなんか、もうほとんど倍
近くなっています。というのは、樹冠を拡大している方策を取っているんですよ。

日本はやっぱり台風があつたりなんかで、先ほどもありましたけれども、倒木だとか
枝折れでという、そちらのほうばかりが強くなっちゃっていて、実はヒートアイランド
で熱中症で倒れる人が増えているんですよ。そちらのほうが全然取り上げられてこない
関係で、切るほうにシフトしちゃっている。その辺もちょっと発信していこうとは思っ
ているんですけども、なかなかまだ、そこまでいっていないというのが実情です。

これからヒートアイランド学会として、そういう方向もちょっと考えてはいるので、
そういう発信を続けていこうとは思っていますけれども、少しでもそういう認識を持っ
てもらえば助かると思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。では、池邊委員。

池邊委員 池邊でございます。私も今、落合地区があんなに赤いというのに非常にびっく
りしたんですけども、実は私は先日、大田区で、大田区は 550 か所の区立公園があり
ます。それをもう、すぐリニューアルをかけようということで、私の 90 分の講演を区
長、副区長、3人が全員聞いていただけるほど興味を持って、職員の方も、あと施工管
理に当たっている業者の方も一緒になって聞いていただきました。

それで、今、皆さん御存じのように、40 度の中で誰が公園に行って遊ぶか。しかも鉄
の遊具だとか、それから滑り台とかも石造でできていたり、樹脂のものも熱くなってい
て、9月から10月近くまで子供たちが遊べないという状況になっていて、なおかつ公
園がきれいかという、正直言って、昭和につくった公園はちっともきれいではありません。
私が言っているといけないんですけども。

周りに常緑樹がなっていて、四角形で、真ん中に桜がちょっととか、あと花壇がちょ
っと。花壇も最近は多年草でやるということにだんだんできて、今度の園芸博で大
分進むかと思いますが、今までは、いわゆる普通の花で植えて、それをまた廃棄

するというようなことが繰り返されてきました。そういう公園では、子供も大人も来なくなってしまう。

ですから、さっき藤田さんがおっしゃられたように、諸外国では、公園が子供用とか高齢者用とか、そんなことは関係ないんですよね。涼しくて居心地がよくて、そこにいいベンチがあれば座ってコーヒーを飲むとか、疲れたらショッピングの間に休憩ができるとか、そういうような、あとはちょっときれいなものがあれば見えるとか、そういう形で、一番まずいのがダスト舗装だとか、そういうもので温度が上がっているの、新宿区のほうで昭和の公園のリニューアル計画をどう検討されているか、まずは御質問させていただきます。

私としては、昭和に生まれて新宿区で育って、先日、富久までの道路ができて、私のずっと公園がなくなったんですけれども、そういう人間としては、やっぱり昭和の公園を令和の暑い温暖化の中で、みんなが居心地がよくて、公園っていいねと言っていただけの公園にするのが責任だというふうに思っているの、できれば新宿区の区立公園のリニューアル検討の状況を教えていただきたいと思います。

斎藤会長 では事務局、お願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

公園のリニューアルの状況ということです。やはり昭和の時代の公園というと、ブランコがあって、滑り台があって、砂場があって、三種の神器ということであつたということも先輩方から聞いたこともあるんですけれども、最近は、やはり区立の公園というのは、皆さんの地域の方、身近な公園ということで、みんなで一緒に考えて身近な公園をつくっていかうということで、みんなで考える身近な公園づくりという事業名で公園を整備してきております。

まず初年度に、地域の方々とワークショップを開きまして、この公園はどういうふうになったらいいかなというのを、まず区のほうで提案はさせていただくんですけれども、それをベースにいろんな意見をお伺いして、例えばワークショップに来られない方にはアンケート調査をしたりですとか、保育園の先生に伺ったりとか、児童館の子供たちの声を聞いたりとかというようなことをしまして、そこでまず初年度、整備計画をつくりまして、その次の年にその整備計画に基づいて公園を整備するという、そんなことを進めているところでございまして、ただ、179 公園ございますので、なかなか一気にというわけにはいかないんですけれども、少し全体的に老朽化が進んできている公園をはじめとして、そういうやり方で今公園づくりを進めているというのが現状でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

池邊委員。

池邊委員 江東区などでは、皆さん聞いたことはあると思いますが、コミュニティガーデンの制度があって、区民が5人集まれば、ちゃんと団体として届出をして、区に補助をもらって、区立公園の中、あるいは違うところもそうですけれども、自分たちで区民が植えるということを推進していて、区のホームページに全ての団体が掲載されています。

また、世界的な賞ですけれども、グッドデザイン賞も3団体がもらっていて、非常にそういうところが江東区で進んでいるんです。

大田区は 550 なので、100 幾つでひるまないでいただきたいなと思いますので、新宿区はまだまだ、結構マンションじゃなくても住民が頑張っているところだと思いますので、ぜひ令和の公園の着手をよろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

吉川委員。

吉川委員 今のお話ですが、新宿区も頑張っていますよ、ねえ。新宿中央公園を見なさい。再開発して、開業しましたね、開きましたね。工事が終わって、すばらしくなっていますよ。

皆さん喜んで、芝生なんかは小さいお子様も来て、親子で楽しんで、飲物を飲んだりお楽しみいただいて、また子供広場もできましたね。花壇もできましたね。総合的に区民が楽しめる公園、あれはすごいですよね、計画がね。幾つも計画はできないんだから、1つ実行して出来上がったんだから、この次はやっぱり計画を練っていただきたいと思います。

新宿中央公園が今回大変立派になって、皆さん、今まで行かなかった方も行ってみようということで公園を訪れて楽しんでおりますので、そういう実績がございますので、この実績を無駄にしないで、次はまたこの公園をするかということを実績として積み上げていただきたいと思います。

それについて、予算等計画がございますので、年度計画でよく練っていただいて、急にやれといったってできるものではございませんので、今の池邊委員の御提案もごもっともでございますので、簡単に性急にはできない、よく考えて公園づくりをしていただきたいと思います。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

渡辺委員。

渡辺委員 私は今、女性団体の代表としてここへ出席しておりまして、うちのほうの団体は新宿区全体なんですね。先ほど戸塚地域、池邊先生もおっしゃいましたけれども、意外と赤いんですね。私は閑静だから、これとは思ったんです。

どんな感じで調査をなさっているんですか。ドローンか何かを飛ばして。衛星写真。

村上みどりの係長 衛星です。

渡辺委員 そうですか。

私は笹塚地区で神楽坂の近くで、土手があるのでちょっと緩和されていると思うんですね。

今、公園のお話ですけども、私は笹塚町特別出張所の裏のあさひ児童遊園のサポーターをやっております。草花を植えておりますけれども、やはり草花は半年に1回植え替えますよね。あそこは木も結構あるんですね。あと、遊具はブランコと滑り台、それだけですね。トイレもあります、小さいけれども。

それを皆さんに簡単に使っていただける快適な公園にするために、本当に、もししていただけたらすごくうれしいですね。また、樹木もありますので、意外と時間帯によっては涼しいところもございます。ベンチもありますので、よろしく願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。山本委員。

山本副会長 今までの御意見には、私は基本的に全部賛同します。

先ほどおっしゃっていた、池邊委員が特におっしゃっていましたけれども、今の公園はちょっと古くなったので、ちゃんと新しいものにしてはどうかという御提案に大賛成ですし、特に子供たちが遊具が熱くて遊べないとかというのは、すごく大きな問題ではないかなと思います。それゆえに、舗装だとか遊具の素材を変えていくということも、すごく大事なかなと思います。

私は仕事で沖縄県のやんばるにちょっと関わっていたことがあるんですけども、かつてはやっぱり新しい遊具をしっかりと整備すると、家族で集まってきて、おじいちゃん、おばあちゃんも一緒に来て、まさに家族で子供たちを見守る、地域で見守るということができていたというようなことでしたけれども、ところが、やっぱり老朽化すると行かなくなってしまって、全然人が集まらないというような状況に今なっているよということでした。

先ほど吉川委員も、新宿中央公園は新しくなってよくなったんだよということをおつ

しゃっておられましたけれども、確かに今、新宿中央公園は整備して人が集まっています、こういう状況がずっと続いてほしいなというふうには思っているところです。

そういう状況をつくり出すためにも、やっぱり今、気候変動で都市が非常に暑くなっている環境の中で何をするのか。特に新宿区はそういうことを挑戦するいい場所じゃないかなと思っていますので、そのためにも、しっかり理解することが重要なと思います。

藤田委員がおっしゃっていた測定時間をちゃんと考えながら状況を見てはどうかという御提案がありましたけれども、確かに蓄熱をするということだとか放射をするというようなことをよく理解していく必要もありますし、あとは椎名委員もおっしゃっていましたけれども、地表の理解だけじゃなくて、地上何センチぐらいのところでどうなっているのかということも理解しなきゃいけない、そういうことがなかなかできていないのも事実かなと思います。

それから、剪定し過ぎについてもおっしゃっていましたが、私も結構、欧米では緑陰の率だとか樹冠の占有率みたいなことが重要な指標だというふうに最近言われ始めていますので、先ほどの事例の中で、剪定し過ぎて緑被率が下がっているというような状況はあまりよくないなというふうには思っています。

そんな中で、前にも御紹介しまして、ちょっと言及したかもしれませんが、ソウルが結構緑被率を上げているんですけども、一方で、立体的な橋の部分とかを緑化したんですが、土が脆弱で批判を浴びていたりもしまして、だからこそ新宿はしっかりした日本のモデルになるような、すばらしい緑化というのを都市の中でやっていけないかなと非常に願っていますので、挑戦するには本当に最高の場所だと思いますので、ぜひそういうマインドでというか、そういう気持ちで取り組んでいけたらなと。

事務局の方々は予算もいろいろあると思いますけれども、ぜひいい事例を見ていただいて、こんなふうにはできないかなというふうに思っていたくのが一番いいんじゃないかなと思っています。

今までの意見に対する賛同の、私のコメントでした。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局はよろしいですか。

ほかに。伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 私は江東区民なんですけれども、江東区としては前々区長が、彼が学生時代に同級生の自宅近くに行くと、何か埋立地で、ごみの島……、それに対して緑化を何とか

てもしなくちゃいけないという強い思いがあって、それで今頑張っているというところ
です。

江東区のほうでは、情報提供というか、御存じかもしれないですけども、みどりの
基本計画と別に公園マスタープランというものを今つくろうとしています。池邊先生の
ほうからもお話があったとおり、昭和の時代にストックしてきた資産を、むしろ生かす
方向でどう使おうかなと。議員さんからは、ボール遊びができる公園をという声しか出
てこないらしいんですけども、それは置いておいて、それを私もちょっとお手伝いし
ながら、その地域にどんな人が居住したり働いたりしているのかを踏まえながら、こ
ういう地表面の温度なんかも踏まえながら、せっかくつくったものを誰も使わない、ボイ
ドな空間にしておくのはもったいないでしょうという観点で、まだ始まったばかりです
のでどうなるか分からないですけども、そんなことをやっています。

あと、緑被率の話が出たんですけども、緑被率の話と保護樹木の関係というのもち
ゃんと整理したほうがいいのかなと思いました。例えば歌舞伎町二丁目は緑被率が低い
というところで御紹介があったと思うんですけども、今回、保護樹木を数本指定され
ていますよね。ということは、保護樹木というのは、かなり地域にとってはとても貴重
なみどりということが言えるんじゃないかなと思うんですね。

なので、そういったところで前々から、毎回話が出ていると思うんですけども、保
護樹木全体を一様に、本当は手厚く守っていきたいんですけども、その中でも優先順
位といったところで、例えば緑被率と町目別の緑被率と保護樹木の関係からちょっと考
えてみるとか、何かそういったことを考えてもいいのかなというふうにも思いました。

そうすると、保護樹木を守っていくことの意義なんというの、周りは全然公園はな
いんだけど、やっぱりここにいい高木が残ると地域の眺めとしていいよねとか、何
かそこら辺は分かりやすくなるのかなと思いますので、そういうふうにデータなんかも
使っていただけるといいのかなと思いましたので、御検討いただければと思います。よ
ろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは報告事項ですので、次の報告事項のみどりの基本計画の改定につ
いて、事務局より説明をお願いします。

村上みどりの係長 それでは、新宿区みどりの基本計画の改定について、簡単ではござい
ますが、御説明させていただきます。

特に資料は配っておりません。

新宿区みどりの基本計画は、新宿区みどりの条例第6条に基づく、みどりの保護と育成に関する計画であるとともに、都市緑地法第4条に定めます基本計画でもあります。そして、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略の性格も併せ持っているものです。

また、公園の整備及び管理に関する総合的な計画についても、このみどりの基本計画に統合して取りまとめております。

大雑把に言ってしまいますと、みどりの基本計画において、まちのみどり、生き物、公園など、区内のみどり全体について、将来どんな姿を目指すのか、そして、そのために区がどんな方針で施策を進めていくのかを示しているものです。

ちなみに、みどりの基本計画でいいます「みどり」とは、樹木、草花などの植物、昆虫、野鳥、小動物などの生き物、その育成に必要な土、大気、水など、緑地、水辺、公園などのこれらの自然のものによって構成されている環境のことを言っております。

現行のみどりの基本計画は、潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市を目指しており、当面の目標期間と将来の目標期間に分けて、みどりに関する目標数値を掲げています。

現行計画は、将来の目標に向け、当面の間の令和9年度までの目標や施策などについて掲げていました。

参考までに、現行計画の緑被率と、みどり率などの目標を示しています。

前回の審議会でお答えできなかった緑被率の将来の目標25%の設定についてですが、過去の資料などを確認したところ、恐らく1980年代とか1990年代頃には、市街地の緑被の理想が、文献によると緑被率40から50%となっており、東京都は区部の緑化目標を制度上安定した緑地で20%確保したいとしていたみたいです。

東京都の調査では、区部の平均緑被率が22.5%だったので、新宿区としては20%から30%の間が適当で、中間の25%を将来の緑化目標として、そのまま引き継いできている状態です。

みどり率の目標については記載がなかったのですが、恐らく緑被率と同じような考えの下、設定されているのかなと推測しています。

また、公園の目標については、区立公園のほか、新宿御苑や都立公園などの公園全体を含んで、区全体の8%が公園となるように設定しているようでして、新宿区の面積が1,822ヘクタールで、これに0.08を掛けて約145ヘクタールを将来の目標としていたよ

うです。

現行計画を施行した平成 31 年度から今現在において、社会情勢などいろいろな変わってきました。

国交省が 2024 年 12 月に策定した都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針では、市街地については緑被率を 30%以上とすることを目指すと示しておりますし、生物多様性増進活動促進法も 2025 年 4 月に施行されています。

東京都におきましても、今年度、緑の広域計画を作成しておりますし、またウェルビーイングの指標についても最近では重視されています。そのため、現行計画の内容について、今後、効果検証を行いながら、新しい視点も取り入れて、次期みどりの基本計画を今後策定していきたいと思っています。

次期みどりの基本計画の当面の目標の計画期間は、令和 10 年度から令和 19 年度までの 10 年間で、作成期間は令和 8 年度と 9 年度の 2 か年で行う予定です。

みどりの基本計画改定に向けて、来年度の目標予定としましては、骨子案まで作成できればと思っております。そのため、来年度は、現行計画の課題抽出、課題の整理、そのほか方針、施策、目標、将来像などについて、この審議会で審議できればと思っております。

今回実施したみどりの実態調査の結果のほか、来年度調査としまして、緑視率の調査ですとか生き物調査も行う予定です。

これらの調査結果を基に、委員の皆様には、区と委託業者とでいろいろ検討してきた内容について審議をしていただければと思っておりますので、皆様と御一緒に次期みどりの基本計画をつくっていききたいと思います。

以上です。

斎藤会長 何か新しい課題みたいなことですがけれども、今の報告について、御意見、御質問等あればお受けします。お願いします。

池邊委員。

池邊委員 前回の計画の策定もそうだったんですけども、今回も委託業者が入るようですが、例えば今の中でグリーンインフラという言葉も入ってこなかったし、先ほど話していた気候温暖化の話も出てこなかったし、やはりみどりの基本計画というのは、今はもう国土交通省でも、みどりの質のほうにも重点が移っているので、美しさとか生物多様性とか、そういうものも含めてだと思んですけども、数値だけで高くするというよりは、いかにそこに人に愛されるみどりがあるかということで、今のお話だと、住民

の参加だとか、最近よく言われる自分ごと化とか、やっぱり区民の人たちがいかにみどりの基本計画に携われるかとか、それによって、どんなふうに今後の 10 年が変わっていくかというような、そのあたりの視点が少し欠けている。

特に、私はこの前、板橋で、ちょうどこの3月に答申をかけて終わったところなのですけれども、今、大田区のほうでもグリーンインフラのほうも委員会を別に立てて、2つの委員会を一緒にした形で緑の基本計画とかをやられていますけれども、そのあたりが少し視点として落ちているのかなということと。

先ほどもお話がありましたけれども、委託業者は、やっぱり前にやられているものを、どうしてもコンサルさんというのは続けていくということなので、皆さんさっきあったように、新宿区らしい、あるいは新宿はこういうところで、今お話があったように、こんなことができるんじゃないかとか、新宿で新しいさっきのデータなどを踏まえて、こういう試みができるんじゃないかという、新宿で初めての試みとか、そういうようなチャレンジングな計画というんでしょうか、そのほうが、担当されている新宿区の方もうれしいと思うんですね。ただデータを見て、何%増えたよとかというよりは。

そういうようなものも、ぜひ目標として掲げて、人のいない計画のような気もしますし、グリーンインフラのことも入っていなかったのも、それも別委員会を立てるのか、立てないのであれば、ここに入れないといけないと思いますので、ぜひその辺の視点。あと人の関わりですね、いかに区民を巻き込んだみどりの基本計画にするかというところ、ぜひそのあたりを組み込んだ計画にしていいただければと思います。

以上でございます。

斎藤会長 はい。お願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

今、委員から御指摘いただきましたように、みどりを定量的に何%、何%というのも、それは継続して調査する必要性はありますので、それを調査するのと同時に、やはり今、委員紹介していただきましたように、そのみどりが人との関わりで、どう人との関わりがあるのか、そのみどりを見た人はどう感じるのか、どう実感するのかということも今度の計画には盛り込んでいこうというようなことを今考えているところではございますけれども、ひとまず紹介させていただいたのは、まずデータ的に実態を知ることとで委託をかけていくということなんですけれども、そういったような人との関わりということを大事にしたいなと思っております。

それと、やはり身近なみどりということと、あとは少し俯瞰した、先ほど来お話があ

りますヒートアイランドみたいなお話、さらには軸としては、やはり生き物、生物の多様性というのは、みどりの役割として、みどりの役割というところとちょっとあれかもしれないですが、生物の生息場所であるということも、今度の基本計画の中ではしっかりとどのように盛り込むか、本当にこれから、令和8年度から始めるということですので、そういうことなのではけれども、身近なみどり、俯瞰したみどり、生き物にとってどうか、そしてそれが人々がどう感じるみどりなのかということを念頭に置きながら、そして、やっぱりみどりはインフラであるということもしっかりと、今、国のほうでもそういう動きがございますし、東京都でもそういうことも踏まえて動いていますので、そういったことが人々の幸福度にどう関わってくるのかということも、多様な、多岐にわたるものであれなんでしょうけれども、そういうこともしっかりと考えながら計画をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

池邊委員 よろしく願いいたします。

斎藤会長 よろしくお願ひします。

渋谷委員。

渋谷委員 渋谷でございます。どの実態をどういうふうにするかというのがこれから大事になっていくと思うんですが、新宿区みどりの基本計画の改定の9ページのところでちょっと気になっているんですが、生態系サービスをどういうふうにするかというのをしっかり見て、その次にどういう実態かというようなデータをどういうふうにするかというところに入っていくのかなというふうに思うんですね。

ここを見ると、今出てきたような議論も入っていないですし、生物多様性であるとかグリーンインフラの問題とか、あと気候変動の緩和策、対応策はちょっと入っていますけれども、もう少しここをしっかりと、この9ページのみどりのところをしっかりと見ていって、それを次にどういうふうにするかというのを考えていくということが、またこの地域の住民の方が主体性を持って、こういう生態系サービスがあるんだということが分かると、主体的に関わっていくことにもつながって、データの取り方にも関わっていくのかなと、ここをちょっと整理して、起点にしてもよいのかなというふうに感じました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局はよろしいですか。

みどり公園課長 そういう視点もしっかり踏まえていきたいと思っています。

斎藤会長 ほかにはいかがでしょうか。

椎名委員。

椎名委員 新宿区の人口がありますよね。一方、従事者数というか、お勤めになっている人の人口はどのくらいあるんですかね。

斎藤会長 昼間人口とかですよ。

椎名委員 そうですね、昼間人口というのかな、昼間人口というところとちょっと違うかな。

要するに、かなり事務所がいっぱいあって従事者が多いと思うんです。勤務者。働いている人が多い。ですから、働いている人の、何というか、働くだけじゃなくて、まちで働いていたときに、要するに、みどりの享受を受けられると。そういうものも計画の中に、新宿はもう千代田を抜いて一番のあれだと思えるんですよ、東京では一番の人たち。ですから、そういう労働者というか勤務者に対しての計画というのかな、計画の視点。でも、これは新宿区役所だけでやる必要はないと思うんですね。ですから、企業を巻き込んで、そちらからも協力させて、それでやるべきだと思いますね。

そうすると、労働環境の改善とか、そういうものの一助となりますし、さらに、もう一つみどりのバラエティーが増えますので、新宿の場合はそれをやらないと、ちょっとまずいんじゃないかなと思いますね。住んでいる方もたくさんいらっしゃいますね。

千代田や何かと比べると、はるかに多いですから、居住のみどり、それから働く人のためのみどり、そういうものを両方考えていただくとありがたいと思います。

斎藤会長 はい。

みどり公園課長 ありがとうございます。

一つのみどりをとってもいろんな見方、いろんな関わり方があると思いますので、いろんな方々と協力してできればというふうに考えております。

斎藤会長 ありがとうございます。

藤田委員。

藤田委員 今、ウェルビーイングという形で、どんどんみどりを身近に置きましょうというのがあって、今、国土交通省の本庁舎は全館挙げて緑化しています。そういう企業の中で、みどりを身近に感じるという方向に今きております。

実は、新宿区はもう 20 年ぐらい前ですか、屋上緑化の本をつくりましたよね。ほかの自治体は、あれを手本にして全部つくっているんですよ。そういう新宿区から発信していくというのがあって、非常にあのときは物すごい勢いで広まったんですけども、そういったものを広めていただければと思いますし、もっともっとウェルビーイングを、

身近にみどりというのをもうちょっと取り上げていただければなというふうに私は思っております。

そういったことで、いろいろ御協力もできますので、特に屋上で菜園をつくって、そこで社員の方が栽培して食べて、鹿島建設なんかでは、社長を含めて上層部だけが枝豆を作ってそこでビールを飲んだりとか、そんなこともやっていますし、そういう新たな取組というのも面白いのではないかなというふうに思っています。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。竹川委員、お願いします。

竹川委員 竹川でございます。まず最初に、このようなすばらしい資料を本当にありがとうございます。新しい切り口のような気がします。

先ほどから新しい切り口が必要だというようなことが出ていたので、私みたいな樹木についての素人は、これが結果ありきではいけないんですが、保護樹林があって、みどりが守られて、1度下がったよというふうに言われると非常に有意義だということを素人でも感じられると思うんです。

ですので、こういう取組をしていただいて、ぜひ、こういうことがよかったと。先ほども藤田委員がおっしゃっていたけれども、夜も見たいというように、本当に思うぐらいの資料だろうと私も思います。

東京のヒートアイランド化、また東京だけじゃなく各都市のそういうものが、マレーシアから来る方に、日本は暑いから行きたくないと、タイから日本は暑いから行きたくないと、7月、8月はもってのほかだと言われるような国になってしまったのには問題があるので、ぜひこういう切り口から、一つずつ保護樹林に返っていくことがいいこと、結果ありきではいけないんですが、貢献をしているんだということが分かるようなひものとき方をしていただけると、非常に分かりやすく、ああ、なるほどなということに私たちも入っていけるので、ぜひ続けていただけたらと思っております。

斎藤会長 ありがとうございます。

皆さん、みどりについてはなかなか、いろいろありますので。

池邊委員。

池邊委員 皆さん、いい意見であれなんですけれども、いい意見を言われても、多分事務局の方は、だけど予算ないんだよなと思っていらっしゃると思うんです。

それで、椎名委員が先ほど就業者の話をおっしゃいました。農福連携とか福祉の話は

最近いろいろ出ていますけれども、実は鬱病だとかそういう医療の中で、企業が医療保険の中で休んでいる、休職されている方が非常に多い。そういう人たちが元気になって、みんな働けるようになると、保険の負担率が非常に下がるんですね。

日本で幸せじゃないというふうに感じている人が非常に多いということが、海外でも実は問題になっています。

ですから、そういうところに先鞭をつけて、新宿はみどりが多くなったら幸せな人が多くなった、結果、みどりも多くなったというようなところを、ぜひ吉住区長さんに理解していただいて頑張っていただければと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

渡辺委員。

渡辺委員 私は、みどりの募金、うちの団体はやっております。今年も4箱預かりました。

それもさることながら、新宿区には早稲田ミョウガとか内藤トウガラシ、あれがあるんですけども、みんなパテントを皆さんお取りになって、簡単に無料では手に入らなくなったんですね。でも、うちの出張所の壁面で壁面緑化をやっておりまして、ゴーヤを植えて、トウガラシはちょっと手に入らなくなってしまいました。

私の家では、ミョウガとシソとブルーベリーと、あとニューサマーオレンジ、その木を植えておりまして、写真がありますが、すごく楽しみなんですね。今、藤田先生がおっしゃいましたけれども、何か実のなることをやると、すごく張り合いがあります。ささやかですけども、地面に植えてやっております。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

報告事項の改定についてということで、スタートからちょっといろいろ考えていただくことはあるみたいですけども、よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

斎藤会長 それでは、報告はこれで、連絡事項に移りたいと思います。

事務局、よろしくお願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

2つ連絡事項がございます。

まず1つ目でございます。8年度における当審議会の開催回数でございます。

先ほども御説明いたしました、令和8年度は、みどりの基本計画の改定に向け準備をしていくという年になります。みどり行政に関わる目標ですとか施策の方向性など、委員の皆様には審議をしていただきながら策定していきたいというふうに考えております。

令和8年度は、審議会の開催予定回数を3回から4回を想定してございます。例年、年2回開催の際には、第1回を8月から9月前後に、第2回を1月から3月に開催させていただいております。これが年3回から4回という開催を想定いたしますと、より短い期間で日程を調整させていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中でお時間をつくっていただくことになってしまいますけれども、開催時期につきましては、事務局において早めに調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いをいたします。これが1点目でございます。

次に、2点目の連絡事項ということでございます。

現在、区では、今お話にありましたみどりの基本計画の改定のほかに、令和10年度から始まる新たな基本構想及び総合計画の策定に向けた取組を行ってございます。区政運営の基本姿勢ですとか基本政策を示すものでございます。

この中で、当みどりの推進審議会を含めまして、新宿区における様々な課題について御審議、御意見をいただいている各審議会の委員の皆様のお意見を伺いさせていただきたいというふうに考えてございます。

本日は、皆様に御意見を伺うためのアンケート調査の実施につきまして、担当部署の総合政策部及び都市計画部の担当職員が来ております。この場をお借りいたしまして御説明させていただきたいと思っております。

それでは、アンケート調査の御説明をよろしくお願いいたします。

企画政策課（堀） ありがとうございます。

ただいま御紹介にあずかりました総合政策部企画政策課の堀と申します。本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

今回、新たな総合計画の策定に向けまして、皆様からの御意見をいただくため、調査票の記入をお願いしたく御説明に伺いました。

まず、お手元の配付資料のほうの御確認をお願いいたします。

1つ目の資料につきましては、こちらは「新たな基本構想及び総合計画の策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください」と書かれている資料が、まず1点目でございます。

こちらが本日御記入をお願いする調査票となっております。

そして、もう一つ、右上に補助資料として書かれているカラー刷りの資料がございます。こちらにつきましては、現行の基本構想と総合計画の概要をまとめておりますので、調査票の御記入の際に参考として御覧いただければと思います。

また、調査票の返信用封筒も御用意させていただいております。

資料のほうはおそろいでしょうか。

それでは、手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず1点目の資料、こちらの「新たな基本構想及び総合計画の策定に向けて皆様のご意見をお聞かせください」の資料をお手元に御用意ください。

こちらは、1ページ目の枠囲みの中に書かれております1番の趣旨について、こちらは現在の基本構想及び総合計画の計画期間につきましては、令和9年度までとなっております。そのため、区では、令和10年度から始まる新たな基本構想及び総合計画の策定に向けた取組を行っているところでございます。

策定に当たりましては、区政や地域の課題、今後のまちづくりの方向性などについて、多くの方々から御意見をいただくことが大変重要と考えておりますので、本調査への御協力をお願いいたします。

次の2番と3番、基本構想と総合計画とはにつきましては、こちらは基本構想と総合計画についての記載をさせていただいております。簡単に御説明させていただきますと、基本構想は、新宿区のまちづくりを進める上で、基本理念やめざすまちの姿を示すものでございまして、区のまちづくりの基本目標や基本姿勢を明らかにするものでございます。

一方、総合計画につきましては、新宿区の最上位計画であり、基本計画と都市マスタープランの性格、この2つを併せ持つ計画となっております。

次のページは、こちらイメージ図を記載しておりますので、こちら後ほど御確認ください。

続きまして、4番の調査方法について御説明いたします。

今回の調査票につきましては、現行の総合計画における5つの基本政策とその取組分野をベースに設問を作成しております。現行の5つの基本政策と取組分野につきましては、資料の3ページ目、こちらに記載してございます。

3ページ目を御覧ください。

こちらが現行の総合計画における5つの基本政策と取組分野となっております。

次に、4 ページ目のほうをお開きください。

こちらの4 ページ目以降につきましては、それぞれの分野において、現状の課題ですとか、あとは、今後新たに取り組むべき施策などに関する設問が記載されております。

続きまして、5 ページ目のほうにお進みいただきまして、今回、こちらはみどりですとか公園に関するところが、5 ページ目の上段、問3、総合計画の基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」の設問では、こちらの中で、みどり、公園などについての御意見をお伺いしているところでございます。

みどりの推進審議会の皆様におかれましては、本日の審議会でもお話しされていた新宿区みどりの基本計画をはじめ、新宿区の総合計画における基本政策Ⅲの個別施策7の豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備や、都市マスタープランにおける新宿区の骨格を形成するみどりと水辺の充実など、重要な事項について日頃より御議論いただいております。

今回の調査表につきましては、こちらで議論していただいている内容はもちろんのこと、日頃お感じになっているみどりに関する課題ですとか新たな取組などについて、率直な御意見をいただけますと、新しい総合計画の方向性を検討する上で大変参考となります。

問3以外の項目につきましても、御意見ですとかお気づきの点がございましたら、ぜひ御記入をお願いいたします。

また、御意見欄が足りない場合には、一応こちらの資料の最終ページのところに、自由意見欄も御用意させていただいておりますので、こちらに御記入いただくほか、別紙を添付して御提出いただいても結構でございます。

それでは、資料の表紙のほうに戻っていただきまして、5 番の回答期日についてでございます。

こちらの調査票につきましては、5 月 27 日の水曜日までに御提出をお願いいたします。

提出方法につきましては、本日御用意させていただきました返信用封筒、または、こちらに記載されている電子メールのほうに、いずれかで企画政策課宛てにお送りいただきたいと思います。

皆様、大変お忙しいところと存じますが、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

みどり公園課長 各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中と存じます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局（高橋） 事務局から、今のアンケートについてちょっと補足をさせていただきます。

今、皆様のお手元には、紙ベースでお答えいただくような形で御用意させていただいておりますけれども、紙でなくて電子のほうが取り扱いやすい、回答しやすいというようなお話があれば、本日以降、みどり公園課のほうから、私ども事務局にメールアドレスをお知らせいただいている方々には、電子での情報提供もいたします。電子もしくは紙ベース、どちらか一方で結構でございますので御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

渡辺委員 ボリュームがありますね、結構。

事務局（高橋） 紙でも全然結構でございますので。

吉川委員 協力しましょうよ。

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、連絡事項は以上となります。

斎藤会長 ありがとうございます。

一瞬、紙かと思ってびっくりしました。電子もあるということです。

◎閉会

斎藤会長 本日の議事については、全て終了しました。

これで、令和7年度第2回新宿区みどりの推進審議会を閉会したいと思います。

ありがとうございます。

午前11時30分閉会